

9月定例会

9月定例会を8月26日から9月29日までの会期で開きました。

市長から25年度決算認定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてなど19議案が提出され原案通り可決しました。

また、議員からは弥富市議会会議規則の一部改正についてなど4議案が提出され原案通り可決しました。
固定資産評価審査委員会委員の選任及び教育委員会委員の任命についても同意しました。

さらに人権擁護委員候補者を適任であると決定しました。
主な質疑討論は次のとおりです。
また、各委員会に付託された審議については委員会レポート(5〜7頁)をご覧ください。

決算特別委員会を 設置

9月定例会では、決算認定の議案が提出されたため決算に関する事項を審査する特別委員会を設置しました。委員は次のとおりです。

委員長	横井 昌明
副委員長	川瀬 知之
委員	三宮十五郎
委員	佐藤 博
委員	山口 敏子

委員 炭電ふく代

〃 三浦 義光

〃 鈴木みどり

〃 伊藤 勝巳

議案第33号
弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

特定教育・保育施設及び

特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるための条例制定です。

議案第34号
弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるための条例制定です。

質疑

- ① 保育従事者の具体的な基準はあるのか。
- ② 家庭的保育者の具体的な基準はあるのか。
- ③ 研修とはどのようなものか。

答弁(児童課長)

① 保育資格を有する者、または、有していなくても研修を修了した者をいう。

② 児童福祉法に基づき町村長が定めた研修を受講した者をいう。

③ 一定の実習を含めた長期間のものである。

議案第35号
弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるための条例制定

質疑

- ① 現在でも児童クラブは存在するが今までに基準は無かったのか。
- ② 一人当たりの基準面積が満たされていないのではないか。

答弁(児童課長)

① 制定前はガイドラインであったが、市町村で定めることとなり今回制定するものである。

② 定員数いっぱい計算した場合、基準を満たさないが、今後、他用途で使用している施設などを改修して対応していく。

討論

反対討論(那須議員)

保育者は、子どもの命を守り教育する専門家であればならないと考える。今回の制定は規制緩和により保育の有資格者でない者でも従事可能となり安全面の不安は拭い去れないことから反対する。
※採決は、4頁議案等の賛否状況一覧をご覧ください。

議案第37号
弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

現在の条例を5年延長する中で、企業の指定要件、面積要件及び奨励金の期間要件を改正するものです。

質疑

- ① 今回の改正は、敷地面積が1万㎡となるが、現在本市で1万㎡以上の企業は何社存在するのか。
- ② この条例は、大企業に対する優遇措置である。中小企業に対する支援措置に関してはどうなっているのか。

答弁(開発部長)

- ① 52社である。
- ② 県の信用保証協会の支援措置を含め25年の実績は59件、786万円である。

討論

反対討論(三宮議員)

特定の大企業に対して支援をする仕組みを改め、地域の中小企業や雇用の安定に繋がる仕組みにすることを求め反対する。

賛成討論(平野議員)

優良企業誘致に成功した